

系統金融機関向けの総合的な監督指針新旧対照表

改正後	改正前
<p>【目次】 I～Ⅷ (略) IX 系統金融機関関係その他の留意点 IX-1 指定組合及び<u>特定農業協同組合</u>【組合】 IX-2～IX-7 (略)</p> <p>【本編】 IX 系統金融機関関係その他の留意点 IX-1 指定組合及び<u>特定農業協同組合</u>【組合】 IX-1-2 特定農業協同組合について IX-1-2-1 特定農業協同組合の承認等【農協】</p> <p>信用事業命令第59条の規定により、知事が特定農業協同組合として承認する場合の手続等については、次によるものとする。</p> <p>なお、特定農業協同組合としての承認は、承認を受けた農協が合併した場合における新設農協又は存続農協（存続農協が特定農業協同組合以外の場合）については有効ではないので、それらの農協が特定農業協同組合として余裕金運用を行うことを求める場合には、改めて申請を行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>【目次】 I～Ⅷ (略) IX 系統金融機関関係その他の留意点 IX-1 指定組合及び<u>特定農協</u>【組合】 IX-2～IX-7 (略)</p> <p>【本編】 IX 系統金融機関関係その他の留意点 IX-1 指定組合及び<u>特定農協</u>【組合】 IX-1-2 特定農業協同組合について IX-1-2-1 特定農業協同組合の承認等【農協】</p> <p>信用事業命令第59条の規定により、知事が特定農業協同組合として承認する場合の手続等については、次によるものとする。</p> <p>なお、特定農業協同組合としての承認は、承認を受けた農協が合併した場合における新設農協又は存続農協（存続農協が特定農業協同組合以外の場合）については有効ではないので、それらの農協が特定農業協同組合として余裕金運用を行うことを求める場合には、改めて申請を行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 知事は、(1)の承認申請があったときは、信連（統合領域にあつては農中）から当該農協が特定農業協同組合として余裕金運用を行うことに対する意見を徴した上、特定農業協同組合の承認基準の充足の状況を十分調査・検討し、<u>適当と認めた場合は承認を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、知事は、承認に当たっては、農業協同組合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示（平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農業協同組合告示」という。）第2条第1項第1号（第1号特定農業協同組合）又は同項第2号（第2号特定農業協同組合）のいずれに該当するものを明らかにして承認を行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>特定農業協同組合告示第2条第1項第2号ロ(3)(iii)及び(iv)に掲げる要件の「余裕金運用に係る業務」には、第2号特定農業協同組合の承認を受ける前の当該農協での余裕金運用に係る業務のほか、以下も含むことに留意するものとする。</u></p> <p>① <u>当該農協の職員が信連又は農中若しくはその子会社に出向して担当した余裕金運用に係る業務</u></p> <p>② <u>当該農協の職員による信連又は農中若しくはその子会社が実施する余裕金運用に係る研修の受講</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 知事は、特定農業協同組合が相当程度の期間にわたり承認基準を満たさない状況が続いていると判断したときは、特定農業協同組合の承</p>	<p>(2) 知事は、(1)の承認申請があったときは、信連（統合領域にあつては農中）から当該農協が特定農業協同組合として余裕金運用を行うことに対する意見を徴した上、特定農業協同組合の承認基準の充足の状況を十分調査・検討し、<u>適当と認めた場合は承認を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事は、特定農業協同組合が相当程度の期間にわたり承認基準を満たさない状況が続いていると判断したときは、特定農業協同組合の承</p>

改正後	改正前
<p>認を取り消すことができるものとする。</p> <p>なお、知事は、取消しを行った場合又は特定農業協同組合が合併し、解散し、若しくは名称変更した場合には、<u>(4)</u>に準じて報告するものとする。</p> <p><u>(6) 知事は、(5)本文の規定により、第2号特定農業協同組合の承認を取り消す場合において、当該農業協同組合が、引き続き、第1号特定農業協同組合の承認基準を満たしていると認めるときは、当該農業協同組合から第1号特定農業協同組合の承認申請があったものとみなして、その承認をすることができるものとする。</u></p> <p>なお、知事は、<u>当該承認を行った場合には、速やかに様式・参考資料編 様式5-4の3により、経由部局を経由して、農林水産大臣及び金融庁長官に報告するものとする。</u></p> <p><u>(7) 知事は、(5)により、第1号特定農業協同組合又は第2号特定農業協同組合の承認を取り消した場合には、これらの農業協同組合が承認の取消しの際保有している株式等に係る処分方法を記載した計画の策定に当たり、原則として3年以内に当該株式等を処分するよう指導するものとする。</u></p> <p>IX-4 余裕金運用【組合】</p> <p>組合における余裕金運用については、経済・金融情勢等についての迅速な情報の把握と的確な判断を要するほか、内部けん制機能が十分発揮されることが不可欠であるので、次により業務執行体制及び内部けん制</p>	<p>認を取り消すことができるものとする。</p> <p>なお、知事は、<u>承認若しくは取消しを行った場合又は特定農業協同組合が合併し、解散し、若しくは名称変更した場合には、(3)</u>に準じて報告するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>IX-4 余裕金運用【組合】</p> <p>組合における余裕金運用については、経済・金融情勢等についての迅速な情報の把握と的確な判断を要するほか、内部けん制機能が十分発揮されることが不可欠であるので、次により業務執行体制及び内部けん制</p>

改正後	改正前
<p>機能の充実・強化に努めているか。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 第2号特定農業協同組合にあつては、特定農業協同組合告示第2条第1項第2号ロに規定する余裕金の運用がより適切に実行できる業務執行体制並びにⅡ-2-2-1及びⅡ-2-5-2-1に掲げるリスク管理態勢が整備されていることに加えて、余裕金運用による収益に過度に依存することなく、地域における金融仲介機能を継続的に発揮するための持続可能な収益性及び将来にわたる健全性の確保に、より一層取り組む態勢となっているか。</u></p> <p>【様式・参考資料編】</p> <p>I 申請書等様式集</p> <p>申請書等様式</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 系統金融機関に係る申請書類等</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4-1 特定農業協同組合の承認について(報告)【知事】</u></p> <p><u>4-2 第2号特定農業協同組合の承認の取消し及び第1号特定農業協同組合の承認について(報告)【知事】</u></p> <p>別紙様式5-3</p>	<p>機能の充実・強化に努めているか。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【様式・参考資料編】</p> <p>I 申請書等様式集</p> <p>申請書等様式</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 系統金融機関に係る申請書類等</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 特定農業協同組合の承認について(報告)【知事】</u></p> <p>(新規)</p> <p>別紙様式5-3</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 ○○○○ 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">所在地 農協名 代表理事名</p> <p style="text-align: center;">特定農業協同組合承認申請書</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定に基づき、<u>農業協同組 合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に 関する告示（平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農 業協同組合告示」という。）第2条第1項第1号（又は第2号）に該当す るものとして、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、 下記のとおり申請いたします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況</p> <p>（1） （略）</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>都道府県知事 ○○○○ 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">所在地 農協名 代表理事名</p> <p style="text-align: center;">特定農業協同組合承認申請書</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定に基づき、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況</p> <p>（1） （略）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 財務内容等</p> <p>ア 単体自己資本の比率（ 年度末）</p> <p>(表) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 1 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(参考) (略)</p> <p>アー 2 連結自己資本の比率（ 年度末）</p> <p>(表) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 2 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(参考) 過去 5 か年の連結自己資本比率の推移</p>	<p>(2) 財務内容等</p> <p>ア 単体自己資本の比率（ 年度末）</p> <p>(表) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1</u> この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 1 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p><u>2</u> <u>平成 26 年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。</u></p> <p>(参考) (略)</p> <p>アー 2 連結自己資本の比率（ 年度末）</p> <p>(表) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>1</u> この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 2 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p><u>2</u> <u>平成 26 年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。</u></p> <p>(参考) 過去 5 か年の連結自己資本比率の推移</p>

改正後	改正前
<p>(表) (略) (削除)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項 (ア) 財務内容 (特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ(3)に定める合計額の状況等) (削除)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) 事業執行体制 ア 常勤理事及び参事の状況 (表) (略) (記載上の注意) ①～③ (略) ④ <u>特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、添付書類の「8その他参考となる資料」として、市場運用及び事務管理担当</u></p>	<p>(表) (略) <u>(記載上の注意) 平成10年度末以降について記入すること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項 (ア) 財務内容 (特定農協告示(※)第2条第2号ハに定める合計額の状況等) <u>※ 農業協同組合法施行令第31条並びに第32条第1項及び第3項第2号から第4号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件 (平成13年12月28日金融庁・農林水産省告示第19号。以下、別紙様式5-4の2においても「特定農協告示」という。)</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) 事業執行体制 ア 常勤理事及び参事の状況 (表) (略) (記載上の注意) ①～③ (略) (新設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>理事とリスク管理担当理事が同号ロ(1)を満たしていることがわかる書類を添付する。</u></p> <p>イ <u>余裕金運用に係る担当部門の設置及び担当職員</u>の状況 (表) (略) (記載上の注意) ① (略) ② <u>「業務区分」欄には、当該職員の業務の区分について、市場運用、事務管理、リスク管理の別を記載する。</u> ③ <u>特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、「備考」欄に、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市場運用担当部門については、余裕金運用に係る専任職員の人数及び当該専任職員の業務経験期間を記入する。</u> ・ <u>事務管理担当部門及びリスク管理担当部門については、余裕金運用に係る担当職員の業務経験期間を記入する。</u> <p><u>また、申請に当たっては、添付書類の「8その他参考となる資料」として、当該職員の兼任状況がわかる資料及び業務経験期間を証明する職歴等の書類を添付する。</u></p> <p>ウ 内部けん制体制及び内部監査体制</p>	<p>イ <u>運用担当部署の設置及び運用担当職員</u>の状況 (表) (略) (記載上の注意) ① (略) ② <u>運用担当職員は、余裕金の有価証券等への運用に関し知識と経験を有する職員とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>ウ 内部けん制体制及び内部監査体制</p>

改正後	改正前
<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 内部監査体制の概要</p> <p>① <u>内部監査担当部門</u></p> <p>(表) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>添付書類 (略)</p> <p><u>別紙様式5-4-1</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁監督局長 ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">特定農業協同組合の承認について (報告)</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 (平成5年大蔵省・農林水産省令第1号) 第59条の規定に基づき、下記の農業協同組合を<u>農業協同組合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示 (平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農業協同組合告示」という。)</u> 第2条第1項第1号 (又</p>	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 内部監査体制の概要</p> <p>① <u>内部監査担当部署</u></p> <p>(表) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>添付書類 (略)</p> <p><u>別紙様式5-4</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁監督局長 ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">特定農業協同組合の承認について (報告)</p> <p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 (平成5年大蔵省・農林水産省令第1号) 第59条の規定に基づき、下記の農業協同組合を<u>特定農業協同組合として承認したので</u>、別添のとおり、報告します。</p>

改正後	改正前												
<p>は第2号)に該当するものとして承認したので、別添のとおり、報告します。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>別紙様式5-4-1の2</p> <p style="text-align: center;"><u>特定農業協同組合の概要</u></p> <table border="1" data-bbox="165 660 1102 962"> <tr> <td data-bbox="165 660 604 730">1. ~11. (略)</td> <td data-bbox="604 660 1102 730"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 732 604 879">12. <u>特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ(3)</u>に定める合計額の比率</td> <td data-bbox="604 732 1102 879" style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 880 604 962">13. ~15. (略)</td> <td data-bbox="604 880 1102 962"></td> </tr> </table>	1. ~11. (略)		12. <u>特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ(3)</u> に定める合計額の比率	(%)	13. ~15. (略)		<p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>別紙様式5-4の2</p> <p style="text-align: center;"><u>特定組合の概要</u></p> <table border="1" data-bbox="1135 660 2069 962"> <tr> <td data-bbox="1135 660 1574 730">1. ~11. (略)</td> <td data-bbox="1574 660 2069 730"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 732 1574 879">12. <u>特定農協告示第2条第2号</u> <u>△</u>に定める合計額の比率</td> <td data-bbox="1574 732 2069 879" style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 880 1574 962">13. ~15. (略)</td> <td data-bbox="1574 880 2069 962"></td> </tr> </table>	1. ~11. (略)		12. <u>特定農協告示第2条第2号</u> <u>△</u> に定める合計額の比率	(%)	13. ~15. (略)	
1. ~11. (略)													
12. <u>特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ(3)</u> に定める合計額の比率	(%)												
13. ~15. (略)													
1. ~11. (略)													
12. <u>特定農協告示第2条第2号</u> <u>△</u> に定める合計額の比率	(%)												
13. ~15. (略)													
<p>別紙様式5-4-2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁監督局長 ○○○○ 殿 農林水産省経営局長 ○○○○ 殿</p>	<p>(新設)</p>												

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">都道府県知事 ○○○○</p> <p style="text-align: center;">第2号特定農業協同組合の承認の取消し及び 第1号特定農業協同組合の承認について（報告）</p> <p>年 月 日 付け第 号 特定農業協同組合の承認について（報告）において、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定に基づき、農業協同組合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示（平成13年金融庁・農林水産省告示第19号）第2条第1項第2号に該当するものとして、特定農業協同組合として承認した下記の農業協同組合について、年 月 日付けで当該承認を取り消し、同項第1号に該当するものとして承認したので、別添のとおり、報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">○○農業協同組合</p>	

附 則
この通知の改正は、令和5年4月1日から適用する。